

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1 適 用

1 適用工事

施設機械工事等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、農林水産省所管の国営土地改良事業、直轄海岸保全事業、直轄地すべり対策事業及び直轄災害復旧事業に係る直轄工事のうち、施設機械設備工事、鋼橋製作架設工事及び電気通信設備工事及びその他これに類する土木構造物に関連した施設機械設備等の製作据付工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2 共通仕様書の適用

受注者は、共通仕様書の適用に当たって、「地方農政局請負工事等監督要領」及び「地方農政局請負契約等検査要領」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。

また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）に当たっては、予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。

3 優先事項

契約図書に添付されている図面、特別仕様書に記載された事項は、この共通仕様書より優先する。

4 設計図書間の不整合

特別仕様書、図面の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に記載された数字に相違がある場合、受注者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。

5 S I 単位

設計図書は、SI単位を使用するものとする。SI単位については、SI単位と非SI単位が併記されている場合は（ ）内を非SI単位とする。

1-1-2 用語の定義

1 監督職員

監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。

2 総括監督員

総括監督員とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議、関連工事の調整のうち重要なものの処理、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（昭和22年3月31日法律第35号第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等を行う者をいう。

また、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。

3 主任監督員

主任監督員とは現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、工事实施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、施工段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、設計図書の変更（重要なものを除く）、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行う者をいう。また、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

4 監督員

監督員とは、一般監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、工事实施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行うとともに、契約図書に基づく工程の管理、立会、工事材料試験の実施（重要なものは除く。）を行う者をいう。

また、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

5 契約図書

契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

6 設計図書

設計図書とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

7 仕様書

仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに規定される特別仕様書を総称していう。

8 共通仕様書

共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成したものをいう。

9 特別仕様書

特別仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の事項を定める図書をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面は、特別仕様書に含まれる。

10 現場説明書

現場説明書とは、工事の入札に参加する者に対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

11 質問回答書

質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。

12 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、

工事完成図、3次元データ等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

13 実施仕様書

実施仕様書とは、設計図書に基づき、受注者が仕様を明確にするために作成する書面をいう。

14 計算書

計算書とは、設計図書に基づき、受注者が作成する詳細図にかかわる強度、機能、数量の計算書をいう。

15 詳細図等

詳細図等とは、設計図書に基づき、受注者が作成する製作及び据付上必要となる図面をいう。

16 完成図書

完成図書とは、工事完成時に納品する契約仕様書、実施仕様書、計算書、詳細図、施工管理記録、数量表、購入品等機器一覧表、取扱説明書、完成写真及び官庁等関係機関の届出書をいう。

なお、完成図書は、「施設機械工事完成図書等作成要領」及び「工事完成図書の電子納品要領（案）機械設備工事編」又は「工事完成図書の電子納品要領（案）電気通信設備編」に基づき作成するものとする。

17 施工図

施工図とは、設計図書を踏まえて作成される図面のうち、当該設備の維持、修繕、改修、更新等のために必要なすべての部材の位置・組合せ、機器・部品等の形状、配管・配線等個々の機材、施工方法について、受注者独自の施工技術に基づき、現地条件に対応した設備、機器の構造、接続・支持方法、納まり、制御システム等の詳細及び電子計算機で検討した経緯等を示す図面として作成されたもののうち、当該設備に限り使用权を発注者に委譲したものをいう。

なお、施工図は、「施設機械工事完成図書等作成要領」及び「工事完成図書の電子納品要領（案）機械設備工事編」又は「工事完成図書の電子納品要領（案）電気通信設備編」に基づき作成するものとする。

18 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

19 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。

20 承諾図書

承諾図書とは、受注者が設計図書に示す仕様に対し構成機器等を決定した根拠となる実施仕様書、計算書及び詳細図等を含む図書をいう。

承諾図書の承諾とは、発注者若しくは監督職員と受注者が書面により、着手後の大きな手戻りによる双方の損害を回避するため、土木施設との関連、管理者の観点等からの照査の目

的で行う確認行為である。

21 協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

22 提出

提出とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

23 提示

提示とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員又は検査職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

24 報告

報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について、書面により知らせることをいう。

25 通知

通知とは、受発注者間で、工事の施工に関する事項について、書面によりお互いに知らせることをいう。

26 連絡

連絡とは、監督職員と受注者又は現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの手段により互いに知らせることをいう。

27 納品

納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。

28 電子納品

電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。

29 電磁的記録

電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

30 電子契約システム

電子契約システムとは、受発注者間の契約手続を電子的に行うシステムをいう。

なお、本システムを用いて作成し、提出された書面については、別途紙に出力して提出しないものとする。

31 情報共有システム

情報共有システムとは、受発注者間の情報を電子的に交換、共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成し、提出された書面については、別途紙に出力して提出しないものとする。

32 書面

書面とは、紙及び電磁的記録に記録された事項を表示したものをいう。

なお、書面は、原則として情報共有システム又は電子メールにより伝達するものとする。

33 工事写真

工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。

34 工事帳票

工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。

35 工事書類

工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。

36 契約関係書類

契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、又は受注者へ提出される書類をいう。

37 電子成果品

電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。

38 工事関係書類

工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。

39 確認

確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員又は受注者が契約図書に示された項目の内容と契約図書との適合を確認することをいう。

40 立会

立会とは、監督職員が、現場において契約図書に示された項目の内容と契約図書との適合を確認することをいう。

41 遠隔確認

遠隔確認とは、監督職員が遠隔地においてウェアラブルカメラ等により撮影されたデータをパソコン等の機器により確認することをいう。

42 施工段階確認

施工段階確認とは、設計図書に示した段階において、実施状況、受注者の測定結果等に基づき、監督職員が立会又は遠隔確認により工事状況、工事に係る出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

43 技術検査

技術検査とは、地方農政局中間技術検査実施要領・実施細則に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。

44 工事検査

工事検査とは、検査職員が契約書第32条、第38条、第39条に基づいて給付完了の確認を行うことをいう。

45 検査職員

検査職員とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。

46 同等以上の品質

同等以上の品質とは、特別仕様書で指定する品質又は特別仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督職員の承諾した品質をいう。

なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。

47 工期

工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

48 工事開始日

工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。

49 工事着手

工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

50 工事完了

工事完了とは、設計図書に示されたすべての工事が完了していることをいう。

51 工事完成

工事完成とは、設計図書に示されたすべての工事が完了し、設計図書により提出が義務付けられた工事記録写真等の資料がすべて監督職員に提出されていることをいう。

52 工事

工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。

53 本体工事

本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

54 仮設工事

仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。

55 工事区域

工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。

56 現場

現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所並びに設計図書で明確に指定される場所をいう。

57 S I

SI とは、国際単位系をいう。

58 現場発生材

現場発生材とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

59 JIS 規格

JIS 規格とは、日本産業規格をいう。また、設計図書の JIS 製品記号は、JIS の国際単位系（SI）移行（以下「新 JIS」という。）に伴い、すべて新 JIS の製品記号としているが、旧 JIS に対応した材料を使用する場合は、旧 JIS 製品記号に読み替えて使用できるものとする。

1－1－3 設計図書の照査等

1 図面原図の貸与

発注者は、受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図又は電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書、施設機械工事等施工管理基

準等、市販、公開されているものについては、受注者が備えるものとする。

2 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員からさらに詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければならない。

3 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1-1-4 請負代金内訳書及び工程表

- 1 受注者は、契約書第3条に規定する請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。
- 2 監督職員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議は行わないものとする。

1-1-5 ワンデーレスポンス

監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。

1-1-6 施工計画書

1 一般事項

受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。

この場合受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。

また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

ただし、受注者は簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 工場及び現場組織表（品質管理組織表を含む）
- (4) 指定機械
- (5) 施工要領
 - ① 製作要領
 - ② 溶接要領
 - ③ 塗装要領
 - ④ 輸送要領
 - ⑤ 主要資材
 - ⑥ 据付要領（主要機械、仮設備計画、施設操作手順、工事用地等を含む）
 - ⑦ 確認・検査要領

- (6) 施工管理計画（出来高、品質、写真等）
- (7) 安全管理（工場、現場）
- (8) 緊急時の体制及び対応（施設誤操作時の対応を含む）
- (9) 交通管理
- (10) 環境対策
- (11) 現場作業環境の整備
- (12) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (13) 法定休日・所定休日（週休二日の導入）
- (14) その他

2 変更施工計画書

受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

3 詳細施工計画書

受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

1-1-7 承諾図書

1 承諾図書の提出

受注者は、設計図書記載の所定の期間内又は監督職員と協議して定めた期間内に承諾図書を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

ただし、承諾図書の記載内容が設計図書の変更を必要とする場合、当該部分については発注者と協議するものとする。

2 受注者の責務

承諾図書の承諾は、受注者の責任による設計に基づく工事着手をあくまで発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって受注者の責務が免責又は軽減されるものではない。

3 提出する承諾図書

受注者が提出する承諾図書の内容は以下のとおりとする。

なお、監督職員がその事項について補足を求めた場合には、これに従うものとする。

(1) 実施仕様書

- ① 工事概要
- ② 設計条件
- ③ 実施仕様
 - ア 詳細仕様
 - イ 使用材料
 - ウ 構造説明
 - エ その他必要なもの

(2) 計算書

- ① 設計計算書
- ② 計算根拠
- ③ 数量計算書（質量、延長、塗装面積等）

ただし、施工数量の承諾及び協議に必要な場合にのみ提出する。

④その他必要なもの

(3) 詳細図等

①全体図

②平面図

③断面図

④詳細図

⑤制御フロー図

⑥単線結線図

⑦その他必要なもの

(4) その他

1-1-8 承諾済の承諾図書

契約書第15条7項、第17条1項、第18条5項、第19条、第20条、第22条、第23条及び第44条2項の規定を除き、承諾済の承諾図書を変更しようとするときは、軽微なものを除き、発注者と協議するものとする。

1-1-9 受注者による発注者の図面の使用

発注者又は監督職員から受注者に提出・提示された設計図書及び資料の内容については、発注者が所有権を有するものとする。

受注者は、これらの資料を発注者の同意を得ないで契約遂行目的以外の使用、複製又は第三者に開示してはならない。

1-1-10 工事实績情報システム（コリンズ）への登録

1 受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）の利用に関する規約に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上、コリンズに登録しなければならない。

2 登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」はコリンズ登録時に監督職員にメール送信される。

3 工事实績情報の登録は、原則として以下の期限内に手続を行うものとする。

(1) 受注時の登録は、契約締結後土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内とする。

(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内に登録する。

(3) 完成時の登録は、完成通知書を提出後土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内に、訂正時の登録は適宜行うものとする。ただし、変更時と完成時の間が10日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。

(4) 完成後において、訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

1-1-11 監督職員

1 監督職員の権限

当該工事における監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。

2 監督職員の権限の行使

監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1-1-12 現場技術員

受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。

なお、委託先及び工事を担当する現場技術員については、監督職員から通知するものとする。

- 1 受注者は、現場技術員が監督職員に代わり立会又は遠隔確認を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
- 2 現場技術員は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する指示又は、通知等を現場技術員を通じて行うことがある。また、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができる。

1-1-13 工事用地等の使用

1 維持・管理

受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。

2 工事用地等の確認

受注者は、第1項に規定する工事用地等について、工事施工に先立ち、監督職員の立会の上、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

3 用地の確保

設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

4 第三者からの調達用地

受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

5 用地の返還

受注者は、第1項に規定する工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。

6 復旧費用の負担

発注者は、第1項に規定する工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。

この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

7 用地の使用制限

受注者は、提供を受けた用地を工事中仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1-1-14 工事着手

受注者は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り、工事開始後 30 日以内に工事着手しなければならない。

1-1-15 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- 1 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- 2 下請負者が農林水産省の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- 3 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

- 4 下請負人は、契約書第7条の2第1項に基づく社会保険等の届出をしていること。ただし、当該届出の義務がない者はこの限りでない。

1-1-16 施工体制台帳及び施工体系図

1 一般事項

受注者は、建設業法第24条の8第1項の規定に基づき作成した施工体制台帳について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項に基づき、必要書類を添付しその写しを監督職員に提出しなければならない。

2 施工体系図

受注者は、建設業法第24条の8第4項の規定に基づき作成した施工体系図について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項に基づき、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員に提出しなければならない。

3 施工体制台帳等変更時の処置

受注者は、第1項及び第2項の施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

4 点検

受注者は、発注者から第1項により提出された施工体制台帳と工事現場の施工体制が合致しているかどうかの点検を求められた場合、これに応じなければならない。

5 名札等の着用

第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む。）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合に限る。）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名の入った名札等を着用させなければならない。なお、名札は図1-1-1を標準とする。

また、監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。

写真 2.4cm×3.0cm 運転免許証 サイズ	監理（主任）技術者（監理技術者補佐）
	氏 名 ○○ ○○
	工事名 ○○改良工事
	工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会 社 ◇◇建設株式会社

[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

図 1-1-1 名札の標準図

6 下請負人の社会保険等加入の有無に関する対応

- (1) 受注者は、下請負人の社会保険等加入の有無を施工体制台帳等に記載しなければならない。
- (2) 提出書類により受注者と直接下請契約を締結する下請負人（以下「1次下請負人」という。）が社会保険等に未加入であることが判明した場合には、受注者は、監督職員からの通知に基づき具体的な理由を記載した書面（以下「特別事情申請書」という。）をおおむね7日以内（土日祝日を除く。）に監督職員に提出しなければならない。
- (3) 前項で提出された特別事情申請書を基に、発注者が記載された事項について詳細の確認を行うために必要と認める場合には、受注者は、ヒアリング等に応じなければならない。
- (4) 契約書第7条の2第2項に規定する社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる場合には、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じた期間内（土日祝日を含む。）に、当該社会保険等未加入建設業者が契約書第7条の2第1項に規定する社会保険等の届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）等を発注者に提出しなければならない。
 - ① 1次下請負人においては、当該社会保険未加入者建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認め、その旨を通知した日からおおむね30日以内。
 - ② 前号に掲げる下請負人以外の下請負人においては、発注者が受注者に対して確認書類又は特別事情申請書の提出を求める通知をした日から30日以内（発注者が、受注者において確認書類又は特別事情申請書を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）。
- (5) 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - ① 当該社会保険等未加入建設業者が契約書第7条の2第2項一に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号ロ

に定める特別の事情があると認められたにもかかわらず、(4)の①に定める期間内に確認書類が提出されなかったとき、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額

- ②当該社会保険等未加入建設業者が契約書第7条の2第2項二に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が(4)の②に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

- (6) 下請負人が社会保険等未加入建設業者の場合には、国土交通省建設業担当部局等による社会保険等の加入に係る指導等が行われるため、受注者及び当該下請負人は、適切に対応しなければならない。

1-1-17 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の受注業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-18 調査及び試験に対する協力

1 一般事項

受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

2 公共工事機械設備労務者賃金実態調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共工事機械設備労務者賃金実態調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負者を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3 諸経費動向調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共工事機械設備共同調査（諸経費動向調査）の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また工期経過後においても同様とする。

4 施工実態調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共工事機械設備共同調査（施工実態調査）の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また工期経過後においても同様とする。

5 低入札価格調査

（１）施工体制台帳の提出及びそのヒアリング

①予決令第 85 条の規定に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 2 項の規定にかかわらず建設業法第 24 条の 8 第 1 項の規定に準じて施工体制台帳を作成するものとし、監督職員に提出しなければならない。

②前項①の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。

（２）施工計画書の内容のヒアリング

予決令第 85 条の規定に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、施工計画書の提出に当たり、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。

1－1－19 工事の一時中止

1 一般事項

発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第 1 章 1-1-54 により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- （１）埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合。
- （２）関連する他の工事の進捗が遅れたため、工事の続行を不適當と認めた場合。
- （３）工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合。

2 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができるものとする。

3 基本計画書の作成

前 1 項及び 2 項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員経由で発注者に提出し、承諾を得るものとする。

また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1－1－20 設計図書の変更等

1 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

2 設計図書の変更に伴う請負代金額の変更

工事の契約後、設計図書の内容に変更が生じた場合において、発注者又は受注者の発議による協議の上、設計図書の内容変更並びに請負代金額の変更を行う。

ただし、受注者からの発議に基づく設計図書の内容変更のうち、設計図書に示した目的及び機能が同等と監督職員が判断し、承諾した設計図書の内容については請負代金額の変更を行わないものとする。

この場合、監督職員は必要に応じ受注者に対し、これらの技術的証明又は必要な資料の提出を求め、打合せを行うものとする。

3 請負代金額の変更を伴う設計図書の内容変更

請負代金額の変更を伴う設計図書の内容変更は、次によるものとする。

監督職員の文書による指示により、設計図書に示された設計条件、設計基準、仕様、材質、構造及び操作、制御方法等並びに施工方法の変更を行った場合、発注者と受注者は協議の上、指示した日を基準日とし変更するものとする。

請負代金額の変更は、設計図書に示した仕様並びに数量を基本として、変更に係る部分についてのみ行うものとする。

1-1-21 工期変更

1 一般事項

契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条、第23条第1項及び第44条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。

2 設計図書の変更等

受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

3 工事の一時中止

受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

4 工期の延長

受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

5 工期の短縮

受注者は、契約書第23条に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

1－1－22 支給材料及び貸与品

1 一般事項

受注者は、発注者から支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 支給材料（又は貸与品）請求書

受注者は、契約書第15条第1項の規定に基づき、工事材料の支給を受ける場合、材料の品名、数量及び規格等を記した支給材料（又は貸与品）請求書をその使用予定日の前日までに監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

3 受払状況の記録

受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残数量を明らかにしておかなければならない。

4 支給材料（又は貸与品）返還書

受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に支給材料（又は貸与品）返還書を、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

5 貸与機械の使用

受注者は、貸与する機械器具の使用に当たり、十分に整備点検し、事故等のないよう努めなければならない。

なお、工事中における機械器具の運転、修理及び管理は、受注者の責任において実施しなければならない。

また、受注者の不注意により、機械器具に故障、破損が生じた場合、受注者の責任において復旧しなければならない。

6 引渡場所

契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。なお、引渡終了後、契約書第15条第3項の規定に基づき、支給材料（又は貸与品）受領（又は借用）書を、引渡の日から7日以内に監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

7 返還

受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。

なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

8 修理等

受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

9 流用の禁止

受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。

10 所有権

支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1－1－23 工事現場発生材

1 一般事項

受注者は、設計図書に定められた現場発生材について、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて工事現場発生材報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

2 設計図書以外の現場発生材の処置

受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて工事現場発生材報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

1-1-24 建設副産物

1 一般事項

受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事に当たっては、監督職員の承諾を得なければならない。

2 建設発生土の搬出

建設発生土については、設計図書で指定する受入れ地へ搬出するものとする。なお、搬出に当たっては、関係法令及び設計図書の規定等を遵守しなければならない。

3 マニフェスト

受注者は、工場製作工に係るものを除く産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。

4 法令遵守

受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（農林水産大臣官房地方課長通知、最終改正平成14年6月18日）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成3年12月6日付け農林水産大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

5 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

6 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

7 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

8 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

9 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「7 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「8 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

10 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

11 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。

12 殻運搬処理

受注者は、殻運搬処理を行うに当たり、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。

13 建設副産物情報交換システム

受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物又は建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。

また、登録した情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムによりデータの変更を行うものとする。

なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。

1-1-25 監督職員による確認、立会等

1 立会願の提出

受注者は設計図書に従って、監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ監督職員が提示した様式の立会願を監督職員に提出しなければならない。

2 監督職員の立会

監督職員は、必要に応じ、工事現場又は製作工場において立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3 確認及び立会の準備等

受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。

なお、監督職員が製作工場において確認を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4 確認及び立会の時間

監督職員による確認及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。

5 遵守義務

受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっては、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

6 施工段階確認

- (1) 受注者は、発注者が設計図書において施工段階確認の実施を指定した場合、監督職員の確認を受けなければならない。
- (2) 受注者は、施工段階確認の具体的な実施方法について、施工計画書に記載しなければならない。また、遠隔確認により実施する場合は、適用種別、機器仕様等を施工計画書に記載して、監督職員の確認を受けなければならない。
- (3) 受注者は、施工段階確認を受けようとする場合は、事前に監督職員と日時、実施方法の調整を行わなければならない。なお、監督職員は施工段階確認を机上で行う場合、又は現場技術員に行わせる場合は、受注者にあらかじめ連絡するものとする。
- (4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の確認ができるよう十分な機会を提供するものとする。
- (5) 受注者は、立会又は遠隔確認により施工段階確認を受ける場合は、施工段階確認簿をその都度作成し、速やかに監督職員へ提出するものとする。なお、この場合受注者は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付する必要はない。
- (6) 監督職員が施工段階確認を机上により行う場合、受注者は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付し監督職員へ提出するものとする。
- (7) 施工段階確認結果において、規格値から外れた場合、手直し工事を行うとともに、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。なお、詳細については、監督職員の指示によるものとする。

1-1-26 数量の算出

1 一般事項

受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量等を実施しなければならない。なお、出来形測量及び数量の算出等は受注者の負担により行うものとする。

2 出来形数量の根拠

受注者は、設計図書又は監督職員が承諾した受注者の提出図書に従って、設計数量をもとに出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。

出来形測量の結果が設計図書の寸法に対し、「施設機械工事等施工管理基準」又は設計図

書に定める規格値を満足していれば、出来形数量を設計数量とする。

設計数量とは、設計図書に基づき算出された数量をいう。

1-1-27 完成図書及び施工図

1 完成図書及び施工図

受注者は、工事完成時に、受注者の費用負担により完成図書及び施工図を「施設機械工事完成図書等作成要領」及び「工事完成図書の電子納品要領（案）機械設備工事編」又は「工事完成図書の電子納品要領（案）電気通信設備編」により作成し、監督職員に提出しなければならない。

2 施工図の追加及び修正

受注者は、設備の改造、機器更新等を施工し、既存の施工図の内容と相異が生じる部分が発生した場合、施工図の内容の追加及び修正を受注者の費用負担により実施するものとする。

1-1-28 発注者による完成図書等の使用

1 発注者による使用

完成図書は、設計製作過程の技術情報やノウハウ等の企業秘密とされるものを含む場合があるほか、完成図書が著作物に当たる場合、その著作者は著作権及び著作者人格権を有している。この点、完成図書に関する著作者人格権を移転することはできないが、著作権や物としての所有権は発注者に移転できるものとする。

また、企業の統廃合により、設計製作過程の技術情報やノウハウ等の企業秘密とされるものを含む技術が継承される場合も同様な扱いとする。

2 第三者への開示

発注者は、受注者の許諾のない限り完成図書を第三者に開示してはならない。ただし、以下の場合については第三者に開示できるものとする。

- （１）改造、修繕において、施工に携わった受注者が存続しなくなった場合で継承者がいない場合、施工に必要となる図書等を該当改造、修繕等の受注者が使用する場合。
- （２）運転、点検、軽微な修繕等において必要となる図書等を当該業務等の受注者が使用する場合。ただし、運転、点検、軽微な修繕等に必要となる図書等は、発注者と協議の上、完成図書において分冊とし、その旨表示する。

1-1-29 電子納品

1 一般事項

受注者は、「工事完成図書の電子納品要領（案）機械設備工事編、又は電気通信設備編」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。電子納品に当たっては、「電子納品運用ガイドライン（案）機械設備工事編【工事】、又は電気通信設備編」、「電子化図面データの作成要領（案）機械設備工事編、又は電気通信設備工事編」、「電子化写真データの電子納品要領（案）」等を参考にし、監督職員と協議の上、電子化の範囲等を決定しなければならない。

2 電子媒体の提出

受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。

1－1－30 工事完成検査

1 工事完成通知書の提出

受注者は、契約書第32条第1項の完成通知書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

2 工事完成検査の要件

受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
- (2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
- (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。
- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3 検査日の通知

発注者は、工事完成検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。

4 検査内容

検査職員は、監督職員及び受注者の立会又は遠隔確認により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の目的物について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。
- (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- (3) 週休二日の履行状況

5 修補の指示

検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。

6 修補期間

修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。

7 適用規定

受注者は、当該工事完成検査については、第1章1-1-25第3項の規定を準用する。

1－1－31 既済部分検査等

1 一般事項

受注者は、契約書第38条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約書第39条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

2 部分払いの請求

受注者は、契約書第38条に基づく部分払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

3 検査内容

検査職員は、監督職員及び受注者の立会又は遠隔確認により、工事目的物を対象として工

事出来高報告書及び工事出来形内訳書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。
- (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。
- (3) 週休二日の履行状況

4 修補

受注者は、検査職員の指示による修補については、第1章 1-1-30 第5項の規定を準用する。

5 適用規定

受注者は、当該既済部分検査については、第1章 1-1-25 第3項の規定に従うものとする。

6 検査日の通知

発注者は、既済部分検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。

7 中間前払金の請求

受注者は、契約書第35条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

1-1-32 技術検査

1 一般事項

受注者は、地方農政局請負契約等検査要領に基づく、技術検査を受けなければならない。

2 完成検査、既済部分検査の適用

完成検査、既済部分検査は、会計法第29条の11第2項の検査を実施する時に行うものとする。

3 中間技術検査の適用

中間技術検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。

4 中間技術検査の段階

中間技術検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。

5 中間技術検査の時期選定

中間技術検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は中間技術検査に先立って、受注者に対して中間技術検査を実施する旨及び検査日を事前に通知するものとする。

6 検査内容

検査職員は、監督職員及び受注者の立会又は遠隔確認により、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。
- (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

7 適用規定

受注者は、当該技術検査については、第1章 1-1-25 第3項を準用する。

1-1-33 部分使用

1 一般事項

発注者は、契約書第34条の規定に基づき、受注者の同意を得て当該工事に係わる部分に

ついて工事完成前に部分使用できるものとする。

2 監督職員による検査

受注者は、発注者が第1項により部分使用を行う場合には、中間技術検査又は監督職員による品質及び出来形等の確認を受けるものとする。

1-1-34 施工管理

1 一般事項

受注者は、工事の施工に当たっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

2 施工管理頻度、密度の変更

監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

- (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
- (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
- (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合

3 標示板の設置

受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、施工者名及び連絡先を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。

なお、標示板については、本章1-1-42 環境対策10に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。

4 施工管理体制の確立

受注者は契約図書に適合するよう工事を施工するために、自らの責任において、施工管理体制を確立しなければならない。

5 整理整頓

受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

6 周辺への影響防止

受注者は、施工に際し施工現場周辺、他の構造物及び施設等へ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。

また、影響が生じるおそれがある場合又は影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。

なお、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

7 労働環境の改善

受注者は、工事の適切な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

8 発見・拾得物の処置

受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。

9 工程管理

受注者は、計画工程表に基づき、規定の工期内に工事が円滑に完成するよう工程管理を行わなければならない。また、工事の重要段階では、短期の工程表を作成し工程の遅延を防止するものとする。

10 記録及び関係書類

受注者は、施設機械工事等施工管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。

なお、「工事施工管理基準及び規格値」が定められていない工種又は項目については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

11 品質記録

受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について監督職員に提出しなければならない。

12 工事情報共有化

受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。

また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和3年9月7日付け3農振第1453号）の別紙（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf>」）に基づくこととする。

13 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

1-1-35 履行報告

受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。

1-1-36 週休二日の対応

受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、週休二日は、土日を休日とする4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位で4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。

1-1-37 工事関係者に対する措置請求

1 現場代理人に対する措置

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著し

く不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 技術者に対する措置

発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1－1－38 工事中の安全確保

1 安全指針等の遵守

受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針（20農振第2236号平成21年3月30日付け農林水産省農村振興局整備部長名）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

2 支障行為等の防止

受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

3 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年2月1日付け5地第72号農林水産大臣官房地方課長通知）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

4 使用する建設機械

受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。

5 周辺への支障防止

受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう防護工事等必要な措置を施さなければならない。特に重機械等が架空線等上空施設の下を通過する箇所では、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート）の設置、適切な誘導員の配置等により、十分注意しなければならない。

6 防災体制

受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、気象予報等に十分な注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

7 第三者の立入り禁止措置

受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、ロープ等で囲うとともに、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

8 安全巡視

受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。

9 現場環境改善及び広報

受注者は、工事現場の現場環境改善及び広報を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュ

ニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

10 定期安全研修、訓練等

受注者は、土地改良事業等における工事の安全対策について（平成4年5月27日付け4構改D第308号農林水産省構造改善局長通知）に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することもできる。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該工事内容等の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 当該工事における災害対策訓練
- (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

11 施工計画書

受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

12 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合には直ちに提示するものとする。

13 関係機関との連絡

受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、海岸管理者、漁港管理者、労働基準監督署、消防署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

14 工事関係者の連絡会議

受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

15 安全衛生協議会の設置

監督職員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

16 安全優先

受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。

17 災害発生時の応急処置

災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。

18 地下埋設物等の調査

受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。

19 不明の地下埋設物等の処置

受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。

20 地下埋設物件等の損害時の措置

受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり、補修しなければならない。

21 架空線等事故防止対策

受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わるすべての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。

1－1－39 爆発及び火災の防止

1 火薬類の使用

受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。

- （1）受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。

- （2）現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

2 火気の使用

- （1）受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。
- （2）受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- （3）受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- （4）受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼してはならない。

1－1－40 後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

1－1－41 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合、直ちに人命、身体、財産の安全を確保した

上で、関係機関及び監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する期日までに、事故報告書を提出しなければならない。

1-1-42 環境対策

1 環境保全

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2 苦情対応

受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意を持ってその対応に当たり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。

3 注意義務

受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。

4 廃油等の適切な措置

受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）」に基づき、適切な措置をとらなければならない。

5 水中への落下防止措置

受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。

また、工事の廃材、残材等を水中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

6 排出ガス対策型建設機械

- (1) 受注者は、工事の施工に当たり表1-1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合には、原則として、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第2条及び第11条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督職員と協議し、監督職員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することが

できる。

- (2) 受注者は、工事の施工に当たり表1-1-2 に示すトンネル工事用建設機械表を使用する場合には、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17 年法律第51 号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第1 号）第2 条及び第11 条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3 年10 月8 日付け建設省経機第249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18 年3 月17 日付け国土交通省告示第348 号）若しくは「第3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18 年3 月17 日付け国総施第215 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督職員と協議し、監督職員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。

表 1 - 1 - 1

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。

表 1 - 1 - 2

機 種	備 考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル・大型ブレーカ・ コンクリート吹付機・ドリルジャンボ・ダンプトラ ック・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジ ン出力30kW以上260kW以下）を 搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保 安基準に排出ガス基準を定め られている大型特殊自動車及 び小型特殊自動車以外の自動 車の種別で、有効な自動車検 査証の交付を受けているもの を除く。

7 特定特殊自動車の燃料

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

8 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。

9 エネルギーの削減

受注者は省エネルギーの観点から、現場事務所や工事車両・機械などの電気、燃料の使用量の削減を積極的に推進するものとする。

10 特定調達品目

受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。「グリーン購入法」という。） 第 2 条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。

また、木材の使用に当たっては、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）」に基づき、我が国又は原

産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする合法性が証明された木材（以下「合法伐採木材等」という。）を使用するものとする。

- （１）グリーン購入法第６条の規定に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。

なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。

また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。

なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。

- （２）グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること）に留意すること。

1-1-43 文化財の保護

1 一般事項

受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

2 文化財等の発見時の処置

受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1-1-44 交通安全管理

1 一般事項

受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 29 条によって処置するものとする。

2 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

3 交通安全等の輸送計画

受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送を伴う工事は、事前に関係機関と打合せの上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。

4 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い、安全対策を講じなければならない。

5 工事用道路使用の責任

発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

6 工事用道路の維持管理

受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。

7 工事用道路共用時の処置

受注者は、設計図書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

8 公衆交通の確保

公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

9 水上輸送

工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。

10 作業区域の標示等

受注者は、工事の施工に当たっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

11 水中落下支障物の処置

受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。

なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。

12 作業船舶機械故障時の処理

受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。

13 通行許可等

受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可又は道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。

また、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表 1－1－3 車両の一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）
重量・総重量	20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t）
軸重	10.0 t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t 以下の場合は19 t）、1.8m以上の場合は20 t
輪荷重	5.0 t
最小回転半径	12.0m

ここでのいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

14 施工計画書

受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

1－1－45 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。なお、当該協議事項は契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

1－1－46 諸法令の遵守

1 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用、運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は次に示すとおりであり、最新法令に則るものとする。

（1）会計法

（昭和22年 法律第35号）

（2）建設業法

（昭和24年 法律第100号）

（3）下請代金支払遅延等防止法

（昭和31年 法律第120号）

（4）労働基準法

（昭和22年 法律第49号）

（5）労働安全衛生法

- (昭和 47 年 法律第 57 号)
- (6) 作業環境測定法
 - (昭和 50 年 法律第 28 号)
- (7) じん肺法
 - (昭和 35 年 法律第 30 号)
- (8) 雇用保険法
 - (昭和 49 年 法律第 116 号)
- (9) 労働者災害補償保険法
 - (昭和 22 年 法律第 50 号)
- (10) 健康保険法
 - (大正 11 年 法律第 70 号)
- (11) 中小企業退職金共済法
 - (昭和 34 年 法律第 160 号)
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律
 - (昭和 51 年 法律第 33 号)
- (13) 出入国管理及び難民認定法
 - (昭和 26 年 政令第 319 号)
- (14) 道路法
 - (昭和 27 年 法律第 180 号)
- (15) 道路交通法
 - (昭和 35 年 法律第 105 号)
- (16) 道路運送法
 - (昭和 26 年 法律第 183 号)
- (17) 道路運送車両法
 - (昭和 26 年 法律第 185 号)
- (18) 砂防法
 - (明治 30 年 法律第 29 号)
- (19) 地すべり等防止法
 - (昭和 33 年 法律第 30 号)
- (20) 河川法
 - (昭和 39 年 法律第 167 号)
- (21) 海岸法
 - (昭和 31 年 法律第 101 号)
- (22) 港湾法
 - (昭和 25 年 法律第 218 号)
- (23) 港則法
 - (昭和 23 年 法律第 174 号)
- (24) 下水道法
 - (昭和 33 年 法律第 79 号)
- (25) 航空法

- (昭和 27 年 法律第 231 号)
- (26) 公有水面埋立法
 - (大正 10 年 法律第 57 号)
- (27) 軌道法
 - (大正 10 年 法律第 76 号)
- (28) 森林法
 - (昭和 26 年 法律第 249 号)
- (29) 環境基本法
 - (平成 5 年 法律第 91 号)
- (30) 火薬類取締法
 - (昭和 25 年 法律第 149 号)
- (31) 大気汚染防止法
 - (昭和 43 年 法律第 97 号)
- (32) 騒音規制法
 - (昭和 43 年 法律第 98 号)
- (33) 水質汚濁防止法
 - (昭和 45 年 法律第 138 号)
- (34) 湖沼水質保全特別措置法
 - (昭和 59 年 法律第 61 号)
- (35) 振動規制法
 - (昭和 51 年 法律第 64 号)
- (36) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - (昭和 45 年 法律第 137 号)
- (37) 文化財保護法
 - (昭和 25 年 法律第 214 号)
- (38) 砂利採取法
 - (昭和 43 年 法律第 74 号)
- (39) 電気事業法
 - (昭和 39 年 法律第 170 号)
- (40) 消防法
 - (昭和 23 年 法律第 186 号)
- (41) 測量法
 - (昭和 24 年 法律第 188 号)
- (42) 建築基準法
 - (昭和 25 年 法律第 201 号)
- (43) 都市公園法
 - (昭和 31 年 法律第 79 号)
- (44) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
 - (平成 12 年 法律第 104 号)
- (45) 電気工事士法

- (昭和 35 年 法律第 139 号)
- (46) 有線電気通信法
 - (昭和 28 年 法律第 96 号)
- (47) 電気通信事業法
 - (昭和 59 年 法律第 86 号)
- (48) 環境影響評価法
 - (平成 9 年 法律第 81 号)
- (49) 自然再生推進法
 - (平成 14 年 法律第 148 号)
- (50) 景観法
 - (平成 16 年 法律第 110 号)
- (51) 水防法
 - (昭和 24 年 法律第 193 号)
- (52) 国有財産法
 - (昭和 23 年 法律第 73 号)
- (53) 土壤汚染対策法
 - (平成 14 年 法律第 53 号)
- (54) 駐車場法
 - (昭和 32 年 法律第 106 号)
- (55) 海上交通安全法
 - (昭和 47 年 法律第 115 号)
- (56) 海上衝突予防法
 - (昭和 52 年 法律第 62 号)
- (57) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
 - (昭和 45 年 法律第 136 号)
- (58) 船員法
 - (昭和 22 年 法律第 100 号)
- (59) 船舶職員及び小型船舶操縦者法
 - (昭和 26 年 法律第 149 号)
- (60) 船舶安全法
 - (昭和 8 年 法律第 11 号)
- (61) 自然環境保全法
 - (昭和 47 年 法律第 85 号)
- (62) 自然公園法
 - (昭和 32 年 法律第 161 号)
- (63) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
 - (平成 12 年 法律第 127 号)
- (64) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
 - (平成 12 年 法律第 100 号)
- (65) 河川法施行法

- (昭和 39 年 法律第 168 号)
- (66) 技術士法
 - (昭和 58 年 法律第 25 号)
- (67) 漁業法
 - (昭和 24 年 法律第 267 号)
- (68) 漁港漁場整備法
 - (昭和 25 年 法律第 137 号)
- (69) 計量法
 - (平成 4 年 法律第 51 号)
- (70) 厚生年金保険法
 - (昭和 29 年 法律第 115 号)
- (71) 航路標識法
 - (昭和 24 年 法律第 99 号)
- (72) 資源の有効な利用の促進に関する法律
 - (平成 3 年 法律第 48 号)
- (73) 最低賃金法
 - (昭和 34 年 法律第 137 号)
- (74) 職業安定法
 - (昭和 22 年 法律第 141 号)
- (75) 所得税法
 - (昭和 40 年 法律第 33 号)
- (76) 水産資源保護法
 - (昭和 26 年 法律第 313 号)
- (77) 船員保険法
 - (昭和 14 年 法律第 73 号)
- (78) 著作権法
 - (昭和 45 年 法律第 48 号)
- (79) 電波法
 - (昭和 25 年 法律第 131 号)
- (80) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
 - (昭和 42 年 法律第 131 号)
- (81) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
 - (昭和 44 年 法律第 84 号)
- (82) 農薬取締法
 - (昭和 23 年 法律第 82 号)
- (83) 毒物及び劇物取締法
 - (昭和 25 年 法律第 303 号)
- (84) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
 - (平成 18 年 法律第 91 号)
- (85) 地方公共団体の関係諸条例

- (86) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
(平成 17 年 法律第 51 号)
- (87) 公共工事の品質確保の促進に関する法律
(平成 17 年 法律第 18 号)
- (88) 警備業法
(昭和 47 年 法律第 117 号)
- (89) 個人情報の保護に関する法律
(平成 15 年 法律第 57 号)
- (90) ダイオキシン類対策特別措置法
(平成 11 年 法律第 105 号)
- (91) 悪臭防止法
(昭和 46 年 法律第 91 号)
- (92) 製造物責任法
(平成 6 年 法律第 85 号)
- (93) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
(昭和 54 年 法律第 49 号)
- (94) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
(平成 13 年 法律第 65 号)
- (95) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
(令和 4 年 法律第 37 号)

2 法令違反の処置

受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

3 不適当な契約図書処置

受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり、矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。

1-1-47 官公庁への手続等

1 一般事項

受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2 関係機関への届出

受注者は、工事施工に当たり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。

3 諸手続きの提示、提出

受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。

なお、監督職員から請求があった場合には、写しを提出しなければならない。

4 許可承諾条件の遵守

受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。

なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。

5 コミュニケーション

受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

6 苦情対応

受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

7 交渉時の注意

受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

8 交渉内容明確化

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-1-48 施工時期及び施工時間の変更

1 施工時間の変更

受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。

2 休日又は夜間作業の連絡

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。

ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。

1-1-49 工事測量

1 一般事項

受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮 BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が、設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。

なお、測量標（仮 BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。

2 引照点等の設置

受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

3 工事用測量標の取扱い

受注者は、用地幅杭、測量標（仮 BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設して

はならない。

ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。

なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

4 既存杭の保全

受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

5 水準測量・水深測量

水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。

1－1－50 提出書類

1 一般事項

受注者は、提出書類を共通仕様書参考で示す工事請負契約、施設機械工事等共通仕様書等に基づく提出様式等により作成し、監督職員に提出しなければならない。

これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。

2 設計図書に定めるもの

契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係わる請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他公示の際指定した書類をいう。

3 変更書類

受注者は、提出書類の内容に変更が生じた場合はその都度変更書類を提出しなければならない。

4 詳細書類

受注者は、監督職員が特に指示した事項については、さらに詳細な書類を提出しなければならない。

5 提出の省略

受注者は、工事の種類や規模等により提出を必要としないと判断できる書類については、監督職員の承諾を受けた上で、提出を省略できるものとする。

6 サンプル等

監督職員は、技術的な確認が必要な場合、受注者に対し技術資料・サンプル等の提出を求めることができる。

1－1－51 不可抗力による損害

1 工事災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに工事災害通知書により監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。

2 設計図書で定めた基準

契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げ

るものをいう。

(1) 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

(2) 降雨に起因する場合

以下のいずれかに該当する場合とする。

①24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上

②1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20mm 以上

③連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150mm 以上

④その他設計図書で定めた基準

(3) 強風に起因する場合

最大風速（10 分間の平均風速で最大のものをいう。）が 15m/秒以上あった場合

(4) 河川沿いの施設に当たっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合

(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合

周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3 その他

契約書第 30 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 27 条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1－1－52 特許権等

1 一般事項

受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約書第 8 条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。

2 保全措置

受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。

3 著作権法に規定される著作物

発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1－1－53 保険の付保及び事故の補償

1 一般事項

受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。

2 回航保険

受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。

3 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

4 法定外の労災保険の付保

受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

5 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

6 掛金収納書の提出

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

なお、建設業退職金共済制度に該当しない場合は、建設業退職金共済制度報告（様式4-2）により監督職員を経由して発注者に報告するものとする。

1-1-54 臨機の措置

1 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に報告しなければならない。

2 天災等

監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-1-55 管理記録の整理

受注者は、実施した工事（新設、改造を含む）の施工内容等について維持管理に必要な設備管理記録へ必要事項を適正に記入し、提出しなければならない。

なお、設備管理記録の様式については別途監督職員の指示による。

1-1-56 工事特性等への対応状況の報告

1 一般事項

受注者は、工事の施工に関し、工事特性を踏まえ特に必要と認めて実施した事項、創意工夫を図った事項、情報化施工を実施した事項、新技術を活用した事項、地域社会への貢献を図った事項その他契約図書に定められた事項以外の事項であって、特に報告すべきものがある場合には、別に定める様式に基づき作成し、工事完成時までにこれらを監督職員に報告することができる。

2 工事成績評定の参考

なお、本報告事項については、工事成績評定の参考とする。

- 3 情報化施工とは、情報通信技術（ＩＣＴ）を工事の施工等に活用することにより、従来の施工技術と比べ、高い生産性と施工品質を実現する施工システムである。
- 4 新技術とは、農業農村整備民間技術情報データベース（以下「NNTD」という。）及び新技術情報提供システム（以下「NETIS」という。）に登録されている技術、NNTD又はNETISには登録されていないものの、従来の標準的な技術に比べて活用の効果が同等以上の技術又は同等以上と見込まれる技術、及び特殊な現場条件下における独自の工法による技術等である。

1－1－57 石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。